

3. 殺処分・埋却

1) 評価

患畜及び疑似患畜について家畜伝染病予防法第58条に基づき評価を行った。

2) 殺処分

評価の終了後法第17条第1項（殺処分）、第19条（と殺に関する指示）、第20条（病性鑑定のための処分）、第21条（死体の焼却等の義務）に基づき、殺処分、剖検及び埋却を実施した。

| | | | |
|---|--------------------|----|--|
| 殺 命 令 書 | | | |
| 住所 | | | |
| 氏名 | | | |
| 下記の患畜は、家畜伝染病予防法第17条の規定により10月 日までに殺することを命ずる。 | | | |
| 昭和61年10月 日 | | | |
| 沖縄県知事 西 銘 順 治 印 | | | |
| 種類 | 豚 | 用途 | |
| 名号 | | 性別 | |
| 年令 | | 毛色 | |
| 特徴 | | | |
| 診断 | 豚コレラ (61年10月 日 決定) | | |

沖 縄 県

殺処分、埋却の手順

(1) 殺処分

- ア. 殺はできる限り豚に刺激を与える安楽死の方法を選定する。(1%硝酸ストリキニーネの心臓内注射実施)
- イ. 殺は防疫員で必ず実施する。
- ウ. 防疫員、補助員、保定人以外の立入を禁止し実施する。
- エ. 処分豚をできる限り小範囲に集合させる。
- オ. 体重別に順番に並べる。
- カ. 区分の確認(頭数、体重、性別、その他)
- キ. 評価人による処分豚の評価立会。

(2) 埋却

- ア. 死体、物品の埋却の場所は人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって日常人及び家畜が接近しない場所を選定する。
- イ. 埋却する穴は、死体、物品を入れて、地表まで1m以上の余地を残す深さとする。
- ウ. 死体、物品の上には厚く生石灰をまいてから土でおおう。
- エ. 土質の軽い土地においては石片等をもって死体、物品をおおってから土でおおう。

(3) 写真撮影

1. 発症豚
2. 死亡豚
3. 殺処分豚
4. 埋却溝堀削
5. 埋却溝
6. 埋却作業
7. 埋却消毒作業
8. 雇入人夫
9. 畜舎消毒作業
10. 糞の焼却
11. 糞尿の消毒
12. 汚染物品(飼料袋等)の消毒
13. その他

殺処分頭数

[北部地区]

7戸1,980頭(命令殺1,946頭、鑑定殺34頭)

[中南部地区]

5戸125頭(命令殺110頭、鑑定殺15頭)

合計 12戸 2,105頭(命令殺2,056頭、鑑定殺49頭)

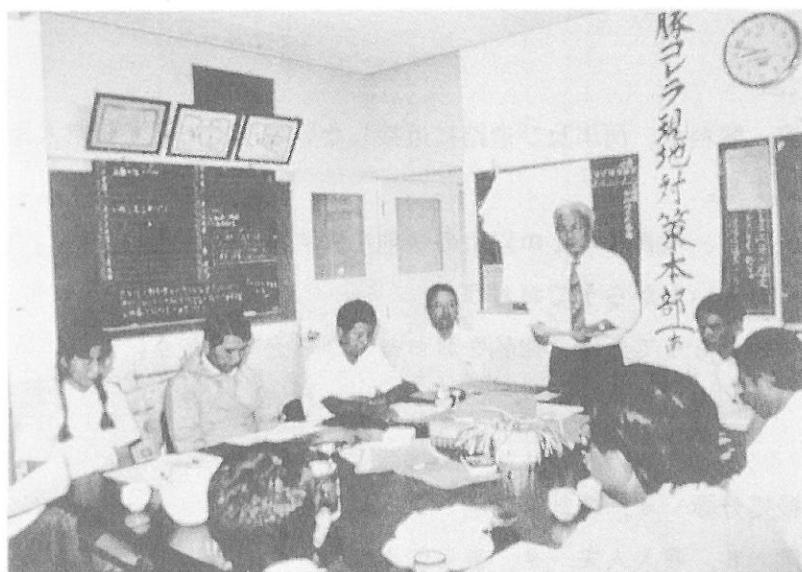
3) 埋却等

家畜伝染病予防法第21条(死体の焼却等の義務)、第23条(汚染物品の焼却等の義務)、第24条(発堀の禁止)に基づき、死体及び汚染物品の埋却を実施した。

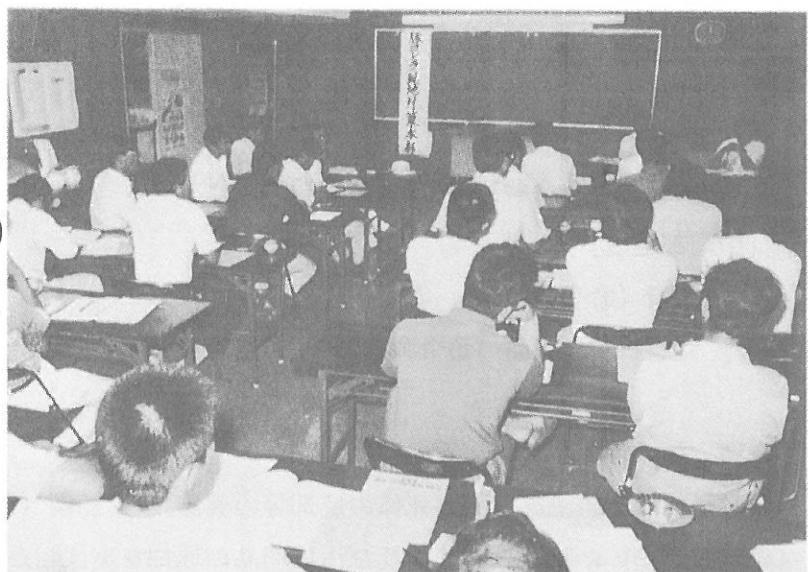
現地対策本部の組織図

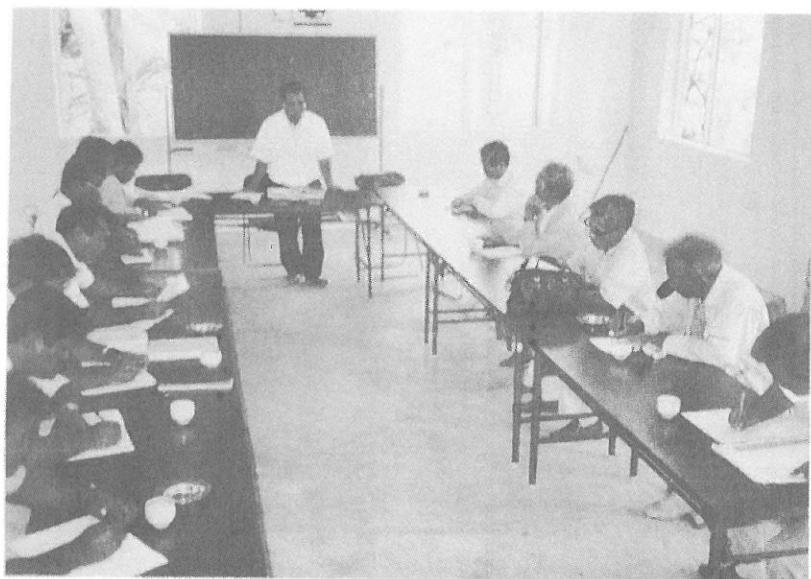


緊急防疫員会議
(中央家畜保健衛生所)



管内市町村担当者
緊急対策会議
(中央家畜保健衛生所研修室)

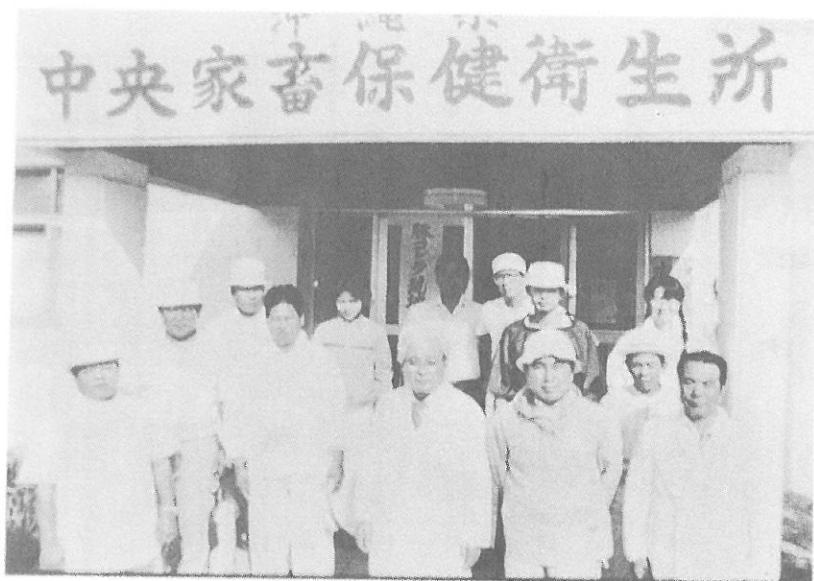




緊急防疫員会議
(北部家畜保健衛生所)



発生市町村現地対策本部
(東風平町)

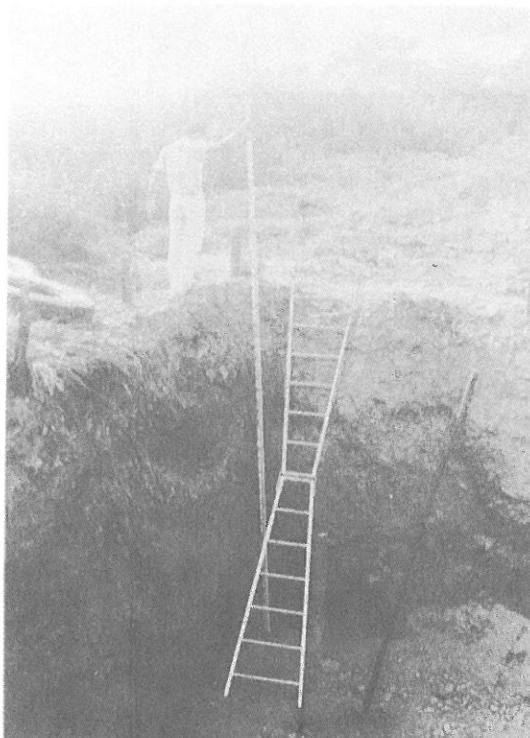


関係機関を網羅した緊急
予防注射スタッフ

発生現場へ急行



殺処分豚の埋却現場
(名護市)



殺処分現場
硝酸ストリキニーネによる安楽死





殺処分豚の評価状況



殺処分豚の運搬状況
(本部町)



殺処分豚の埋却状況
(糸満市)



処分豚の埋却状況
(名護市)



殺処分豚の埋却場への運搬
(本部町)



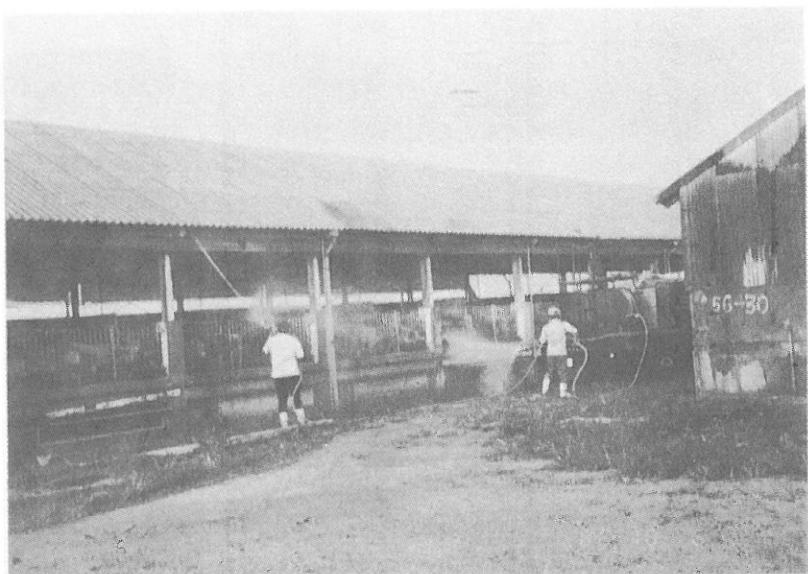
殺処分豚の埋却前状況
(本部町)



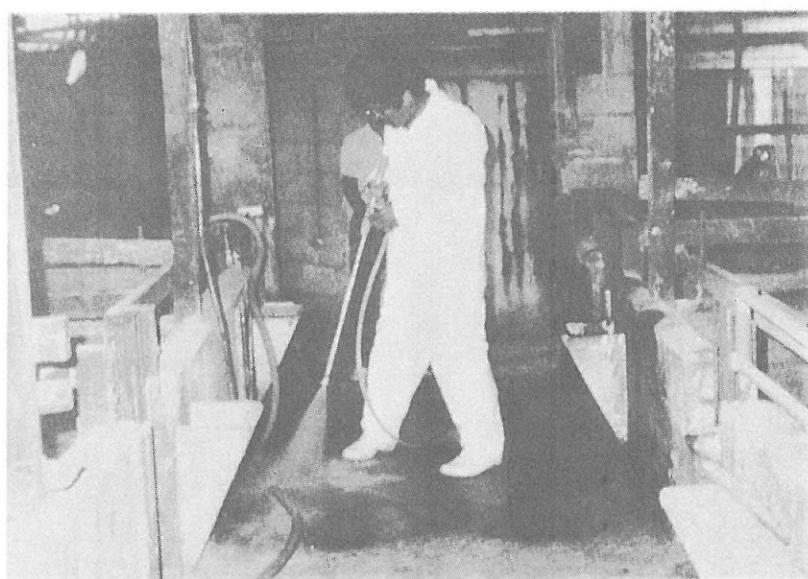
埋却現場の石灰消毒
(本部町)



発生豚舎周辺の消毒の徹底
(名護市)

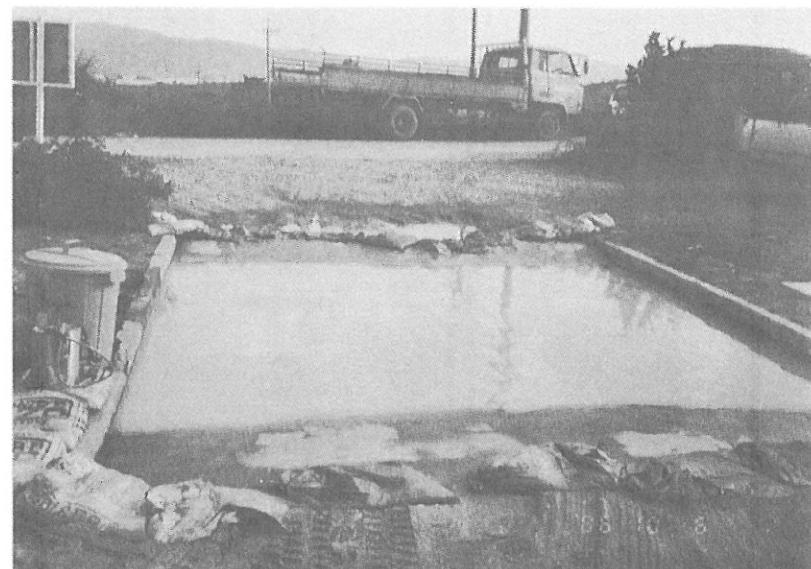


豚舎内消毒の徹底
(糸満市)





同居豚のり患状況調査
(名護市)



発生農家出入口踏込消毒槽
の薬液入れ替え (名護市)



防疫作業員の衣服の消毒
(本部町)

車両消毒
(本部町)



発生農家への立入制限
(東風平町)



発掘禁止の表示
(糸満市)



4. 豚コレラ緊急防疫対策要領及び所掌業務

昭和61年10月4日に北部地区で豚コレラ発生決定後、県は10月9日に沖縄県豚コレラ緊急防疫対策要領を制定した。

—沖縄県豚コレラ緊急防疫対策要領—

I 対策の意義

豚コレラは、養豚農家にとっては最大の脅威となる疾病の一つである。本県においては、約20年来本病の発生がなく経過してきたが、今回本島各地域において本病の発生があり、大きな被害をもたらした。本病の常在化は養豚經營に極めて大きな損失を与えるので、特に発生時の緊急対策を主眼とした対策要領を策定する。

II 対策要領

1. 発生時の初動対応

(1)立入検査：飼養頭数（種豚・繁殖豚・哺乳豚・育成豚・肥育豚を区分）、発生年月日、発生頭数、死亡頭数、体重、ワクチン接種の有無（発病豚及び繁殖豚のワクチン接種歴）、導入状況（導入先、月日）

(2)臨床所見：主な臨床症状（特に体温は重要）

(3)診断材料の採取：

ア. 採血、血液：発症豚並びに同居豚（少なくとも5頭分以上）

凝固防止血液塗抹標本（2枚／頭、現場で固定・水洗）

血清：同上

イ. 病性鑑定殺：発症豚を少なくとも3頭以上剖検

ウイルス材料：（脳・肺・肝・脾・腎・扁桃・リンパ）

病理材料：（脳・心・肺・肝・脾・腎・扁桃・胸骨骨髓・膀胱・小腸・大腸・リンパ節等を10%ホルマリン固定）

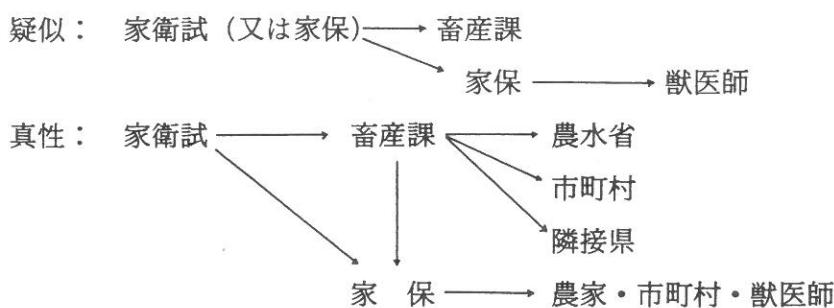
2. 診断の確定

疫学・臨床・血液・解剖所見……疑似

ウイルス・病理組織検査成績……真性

III 防疫措置

1. 通報



2. 現場対応

(1) 疑似の場合

ア. 発生豚舎の消毒・ワクチン未注射豚のワクチン接種

接種週令は1週令以上とし豚コレラのみ（但し1週令以上5週令以下の子豚の場合は1～2ヶ月後再接種）、30～40日令以上の子豚・肥育豚並びに繁殖豚は通常どおり豚コレラ・豚丹毒ワクチンを接種

イ. 発生豚群の隔離

ウ. 発生及び周辺農家の立入検査の継続

素豚の販売状況（販売先・月日）、立地条件

エ. へい死豚の処理（法21条）

(2) 真性の場合

ア. 上記の措置を周辺農家（半径2km）に拡大

イ. 発症豚の殺処分

ウ. へい死豚の処理（法21条）

3. 行政措置

告示（畜産課において総括する）

総括

通報

情報収集

終息

本対策要領は当分の間、豚疾病発生時に運用する

そして同日、農林水産部畜産課内に、豚コレラ緊急防疫対策本部（本部長農林水産部長）を設置し、中央家保と北部家保に現地対策本部（本部長家保所長）、各市町村に支部（支部長市町村長）を設置した。

緊急防疫対策における主な所掌業務内容は以下のとおりである。

畜産課 実行班長 伊波寛侑 (副) 内間信好
業務総括長 仲間進三 業務主任 伊礼幸徳 友利和博

1. 告示（発生速報、移動禁止、解除）
2. 農林水産省への報告、受
3. 関係都道府県への通報
4. 病性鑑定の総括
5. 疫学調査の総括
6. 注射予定頭数と実績集計
7. 防疫用資材（ワクチン、消毒薬）の確保
8. 予算の確保
9. 終息報告
10. 関係機関との連絡調整
11. その他

北部家畜保健衛生所 総括責任者 大城喜光
実施班長 大城俊弘
病鑑主任 金城英企

| 業務内容 | 主 任 |
|-------------------|----------------|
| 1. 発生速報の作成、報告 | 大城俊弘 |
| 2. 発生地標示、作成 | 大城俊弘 真栄田宗康 |
| 3. 殺処分の確認と評価 | 大城俊弘 屋宜一夫 |
| 4. 立入検査、病性鑑定材料の採取 | 金城英企 玉城尚武 久田友次 |
| 5. 疫学調査、報告 | 金城英企 |
| 6. 注射接種群と未接種群の確認 | 屋宜一夫 |
| 7. 注射計画および実施 | 大城俊弘 屋宜一夫 |
| 8. 注射実績の報告 | 大城俊弘 屋宜一夫 |
| 9. 防疫用資材の確保調達 | 金城英企 |
| 10. 畜舎内外の消毒 | 屋宜一夫 久田友次 |
| 11. 詳細報告、終息報告の作成 | 大城俊弘 |
| 12. 関係機関との連絡調整 | 大城俊弘 平敷好雄 |
| 13. 写真撮影 | 久田友次 座喜味聰 |

14. 日誌記入 嘉陽幸吉 玉城尚武

15. その他

中央家畜保健衛生所 総括責任者 玉城幸信 (副) 大城弘四郎
実施班長 大城宏啓
病鑑主任 花城康清

| 業務内容 | 主 任 |
|-------------------|-------------------|
| 1. 発生速報の作成、報告 | 大城弘四郎 唐真 正次 仲村 裕 |
| 2. 発生地標示、作成 | 大城弘四郎 唐真 正次 |
| 3. 殺処分の確認と評価 | 喜屋武盛徳 与那覇貞男 |
| 4. 立入検査、病性鑑定材料の採取 | 花城 康清 又吉 正直 |
| 5. 疫学調査、報告 | 与那覇貞男 安里左知子 |
| 6. 注射接種群と未接種群の確認 | 宮城 洋八 玉城 敬 玉寄 弘 |
| 7. 注射計画および実施 | 大城 宏啓 玉城 敬 宮城 洋八 |
| 8. 注射実績の報告 | 大城 宏啓 玉城 敬 宮城 洋八 |
| 9. 防疫用資材の確保調達 | 玉城 敬 仲本 善訓 池村 薫 |
| 10. 畜舎内外の消毒 | 喜屋武盛徳 仲本 善訓 |
| 11. 詳細報告、終息報告の作成 | 大城弘四郎 花城 康清 唐真 正次 |
| 12. 関係機関との連絡調整 | 大城弘四郎 大城 宏啓 |
| 13. 写真撮影 | 糸数 正 又吉 正直 |
| 14. 日誌記入 | 糸数 正 安里左知子 池村 薫 |
| 15. その他 | |

市町村

1. 発生の告示
2. 発生速報の作成、報告
3. 隣接市町村への通報
4. 殺処分の立会い、評価
5. 予防注射の接種群と未接種群の調査、報告
6. 予報注射、検査における補助員の確保
7. 予防注射頭数の確認、手数料の徴収
8. 消毒の実施（補助員の確保）
9. 疫学調査
10. 家保への家畜衛生情報の提供

11. その他

農 協

1. 犯処分の立会い、評価
2. 予防注射、検査における補助員の確保
3. 消毒の実施
4. 疫学調査
5. 家保への家畜衛生情報の提供
6. その他